

消防危第283号
令和4年12月13日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長

} 殿

消防庁危険物保安室長
(公印省略)

ドライコンテナによる危険物の貯蔵について（通知）

ドライコンテナによる危険物の貯蔵については、これまで「コンテナに収納した危険物の貯蔵、取り扱いについて」（昭和45年6月29日付け消防予第136号）により、屋外貯蔵所における貯蔵を認めていなかったところです。

しかしながら、物流の効率化や危険物情報の伝達、新たな輸送形態の扱い等、危険物輸送に関する課題や要望が関係業界団体等から示されたことから、消防庁では「危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策の検討会」を開催し、ドライコンテナによる危険物の貯蔵等について検討してきました。

今般、検討会の結果を踏まえ、ドライコンテナ（危険物を収納し、施錠により容易に開封できないものに限る。）による危険物の貯蔵に係る運用について取りまとめましたので、貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるようお願いします。

各都道府県におかれましては、貴管内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いします。

なお、本通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

また、本通知中においては、法令名について次のとおり略称を用いましたので御承知おき願います。

消防法（昭和23年法律第186号）……………法

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）……………規則

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）………告示

記

1 ドライコンテナによる危険物の貯蔵に係る運用

ドライコンテナにより危険物を屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所に貯蔵する場合は、以下の要件をすべて満たすこと。

- (1) ドライコンテナは、輸送するために危険物を収納したもので、輸送途上（貯蔵及び運搬の間）であって、かつ、常時施錠されており、容易に解錠して危険物を出し入れすることができないものであること。
- (2) ドライコンテナ内に収納している危険物について、規則第44条第1項各号に定める表示を当該ドライコンテナの外側の見やすい箇所に行ったものであること。

2 設置許可等に係る留意事項について

(1) 設置又は変更許可申請時の確認事項について

- ア 危険物の品名、数量については、想定される全ての品名及び最大数量とすること
- イ 既設の貯蔵所の場合は、既に許可を受けている危険物の品名及び数量の範囲内であれば変更許可等の手続きは要しないこと。なお、ドライコンテナを置くことで当該範囲を超える場合は、貯蔵所の位置、構造、設備について変更が生じる可能性があることに留意すること。
- ウ 予防規程を定める必要がある場合は、予防規程にドライコンテナによる危険物の貯蔵等について定めること。

（参考）予防規程記載例

第〇条 ドライコンテナによる危険物の貯蔵等

ドライコンテナにより危険物を貯蔵する場合は、次によることとする。

- (1) ドライコンテナは、それ自体を輸送することを目的として保管しているものであり、倉庫として物品を出し入れする等の目的外使用はしないこと。
- (2) ドライコンテナは常時施錠され、貯蔵所内で開封することがないこと。
- (3) ドライコンテナを積み重ねる場合は、同じ類の危険物を収納するものに限ることとし、かつ、地盤面からコンテナの頂部までの高さが6メートルを超えないこと。
- (4) ドライコンテナ外部の見やすい箇所に、同コンテナ内に収納している危険物の品名、危険等級、化学名（第四類で水溶性のものは化学名及び「水溶性」）、数量及び危険物に応じた注意事項（「火気厳禁」、「禁水」等）の表示が行われていること。
- (5) ドライコンテナを複数置く場合は、相互間に点検等のための間隔を設けること。

(2) 貯蔵に係る留意事項について

- ア ドライコンテナを積み重ねる場合は、同じ類の危険物を収納するものに限ること

とし、かつ、地盤面からドライコンテナの頂部までの高さが 6 メートルを超えないこと。

イ ドライコンテナの外側に行う表示は、収納する危険物が同一の品名のものについては重複した表示とすることを要せず、その数量については当該ドライコンテナ内の数量の内訳を記載したうえで合算した表示とすることで支障ないこと。(別図参照)

3 その他

- (1) 立入検査時等におけるドライコンテナ内の危険物の品名及び数量の確認については、当該ドライコンテナ外部の表示や設置者の保管する資料で確認することで支障ないこと。
- (2) 1 によらない事実が認められた場合は、適切に貯蔵するよう指導すること。なお、指導に当たり疑義が生じた場合は、消防庁危険物保安室に相談すること。
- (3) 告示第 68 条の 2 の 2 に規定する鋼製のコンテナについては、当該コンテナを含めて容器としているため、本通知によらず屋外貯蔵所等へ貯蔵することができること。
- (4) 「コンテナに収納した危険物の貯蔵、取り扱いについて」(昭和 45 年 6 月 29 日付け消防予第 136 号) は廃止する。

(問い合わせ先)

消防庁危険物保安室

担当： 岡田、北中、高野、瀬濤、日下

TEL 03-5253-7524 / FAX 03-5253-7534

危険物を収納したドライコンテナを屋外貯蔵所に貯蔵する場合の例

1 軽油をドライコンテナ（ドラム缶（10本））とドラム缶（10本）で貯蔵する場合の例

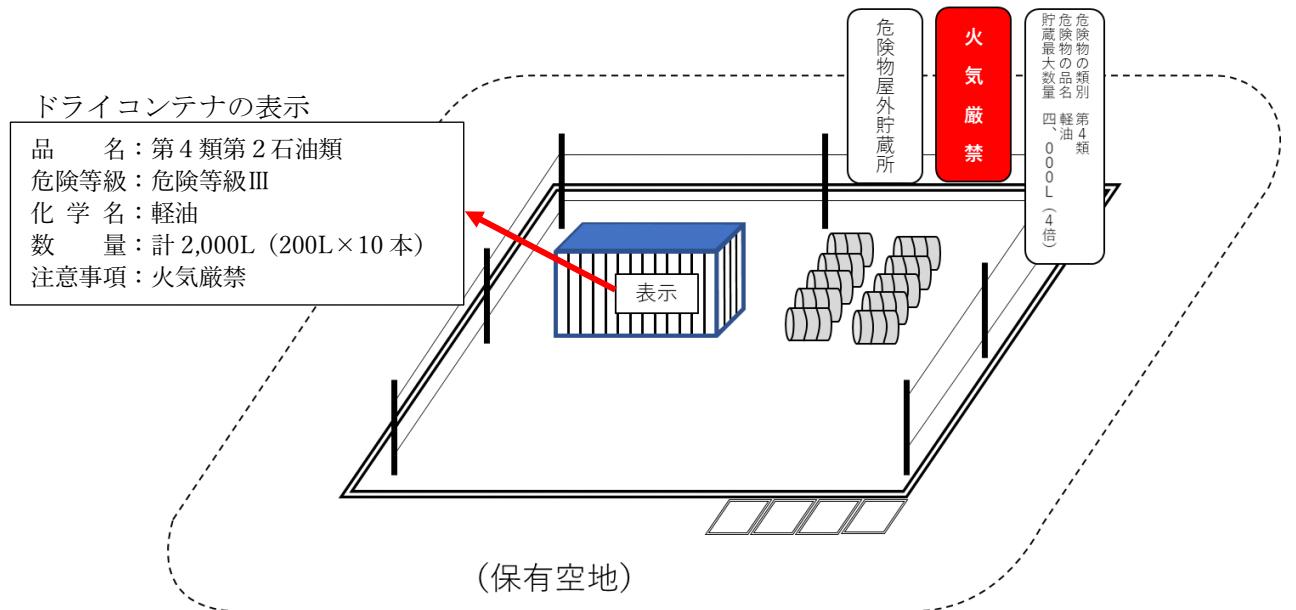


図1 屋外貯蔵所でのドライコンテナによる貯蔵のイメージとコンテナの表示例①

2 ドライコンテナにより軽油（ドラム缶（5本））とアルコール（20L×50缶）を貯蔵し、ドラム缶（10本）で軽油を貯蔵する場合の例

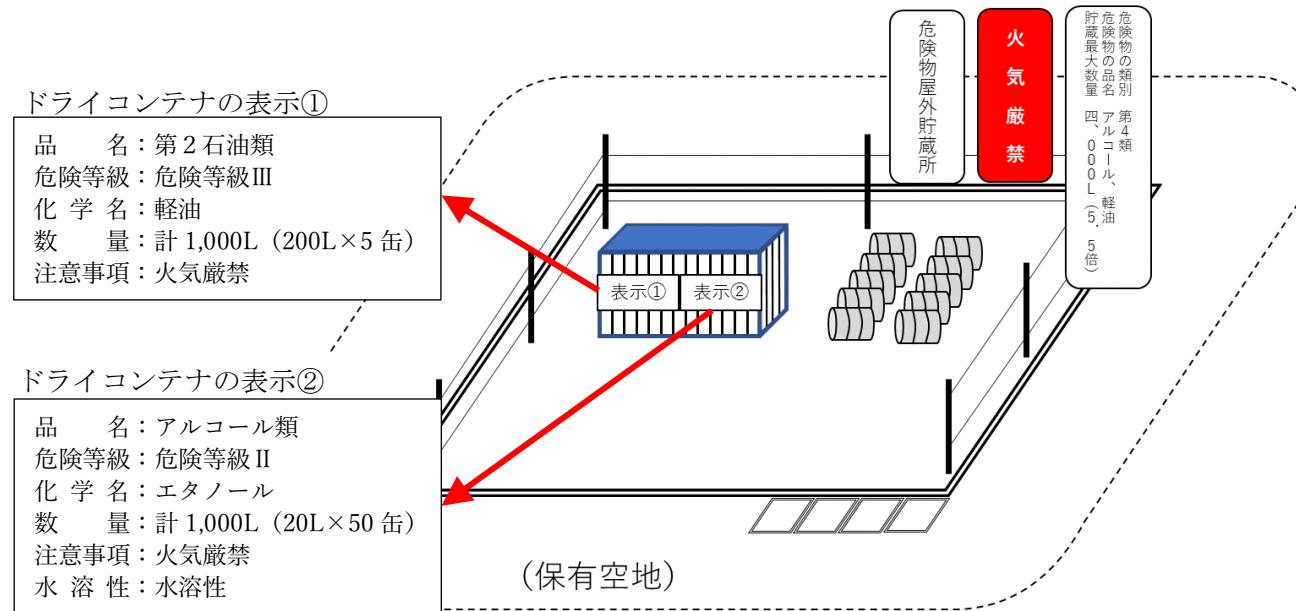


図2 屋外貯蔵所でのドライコンテナによる貯蔵のイメージとコンテナの表示例②